

日本遺伝子細胞治療学会規則第 1 号（入会規則）

（適用）

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会（以下、「本法人」と略す。）の入会について、本法人の定款第 5 条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

（資格）

第 2 条 定款第 5 条の規定によって、本法人の会員として入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）遺伝子細胞治療に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格（医師、歯科医師、看護師等）を有する者
- （2）遺伝子細胞治療に関する知識を有する研究者で、学士、修士又は博士の称号を有する者
- （3）遺伝子細胞治療の開発、普及、実践に携わり、学士、修士又は博士の称号を有する者
- （4）遺伝子細胞治療に関する知識を習得中で、学士の称号取得を目指す者

（評議会員の手続）

- 第 3 条 定款第 5 条第 1 項に該当する者は、推薦を受けて評議会員になることができる。申請のためには、申請書（様式第 1 号）に申請理由、申請者の業績及び本法人における活動歴（演題発表、講演等）を記入し、評議会員 2 名の署名又は記名捺印を添えて本法人事務所に提出しなければならない。
- 2 定款第 5 条第 2 項に該当する者は、評議会員 2 名の推薦を受けて評議会員になることができる。推薦のためには、推薦書（様式第 2 号）に推薦理由、被推薦者の業績を記入し、評議会員 2 名の署名又は記名捺印を添えて本法人事務所に提出しなければならない。

(一般会員の手続)

- 第4条 本法人の一般会員になろうとする者は、法人ホームページの入会申込様式に必須事項をすべて入力して本法人事務所に提出し、理事会の承認を得なければならない。また、速やかに当該年度の会費を支払わなければならない。ただし、当法人の評議会員からの推薦が確認できた者については、理事会の承認を省略することができる。
- 2 前項但書の規定にかかわらず、理事会は当該一般会員になろうとする者につき、その裁量により本法人への入会を拒否することができる。その場合であっても、本法人は、入会拒否の理由を開示する義務を負わないものとする。
- 3 本規則第2条(2)に該当し大学院に在籍する者、(4)に該当する者、若しくは(5)に該当し在学中の者については、在学証明書(学生証の写しも可)を添付(アップロード)すること。
- 4 本規則第2条(2)に該当し期限付研究員(ポストドクトラルフェロー等)として研究している者は、所属長の署名又は記名捺印等を添えた当該証明書を添付(アップロード)すること。
- 5 本法人の一般会員になろうとする者は、別途定める誓約書に署名の上、本法人事務所に提出すること。

(名誉会員の手続)

- 第5条 選挙により選ばれた本法人の理事は、定款第5条(3)の要件を満たす者を名誉会員として理事会及び社員総会に推薦することができる。

(特別会員の手続)

- 第6条 選挙により選ばれた本法人の理事は、定款第5条(4)の要件を満たす者を特別会員として推薦することができる。

(規則の変更)

- 第7条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1. この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年 6 月 13 日改訂。
3. 令和 5 年 9 月 11 日付、理事会承認により改訂。